

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日			
年会費名	JA ならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JA ならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県農業経営、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など</p> <p>◆本会の活動頻度 年 2 回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など</p> <p>◆参加者の状況 農業経営者、農協関係者、地方議員など 県内の農業に関する情報収集に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	8,334 円	令和 2 年 4、5 月分	81
	年会費	41,666 円	令和 2 年 6 月～3 年 3 月分	58
		合計 50,000 円 (50,000×66.6%充当)		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会はJAならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、真の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員を選出と任務)

第7条 役員を選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であって、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成 7年6月23日	一部改正
平成11年6月25日	一部改正
平成13年6月22日	一部改正
平成16年6月25日	一部改正
平成20年7月24日	一部改正
平成22年7月 1日	一部改正
平成23年7月 5日	一部改正
平成24年7月 3日	一部改正
平成28年7月 6日	一部改正

中日本版

食と農から
始まる。
JAグループの
ファミリー
マガジン

5

May
2020

創刊
95周年
記念号

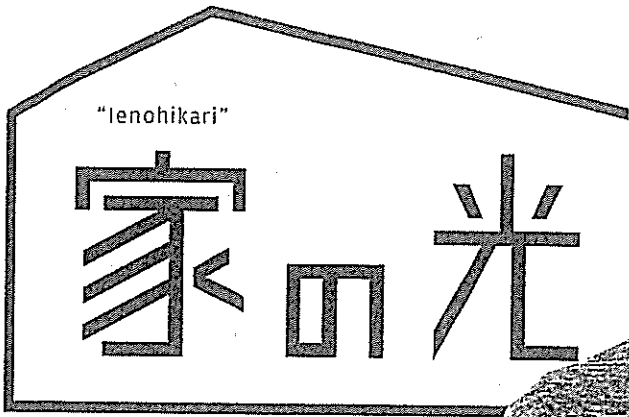
3000人に当たる!
この秋冬に
楽しむ
野菜と花の種
プレゼント

特集 みんなの
ご当地ワザ
大集合!

一度は訪れたい
農業遺産の旅

被災地支援を続けたい

唐沢寿明



あ
り
が
と
う
95
周
年

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 中野雅史				
年 月 日	令和2年4月1日			
年会費名	新生奈良研究会 年会費			
相手方	新生奈良研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加 県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	令和2年4月～9月分	80
	年会費	30,000円	令和2年10月～令和3年3月分	73
		合計 60,000円 (60,000円×75.0%充当)		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

令和元年9月吉日

新生奈良研究会会員 各位

株式会社 奈良新聞社
企画部「新生奈良研究会」事務局
TEL 0742-82-2112

新生奈良研究会 会費納入のお願い

謹啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日の奈良日日新聞社との業務統合に伴う本会の移管につきまして、会員の皆様にご理解ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

会員の皆様にご期待頂ける本会としてさらなる発展を目指し、より一層全力を尽くしてまいります。

つきましては、10月より新たな年度を迎えますことから、年会費(60,000円)をお振込いただきますようご案内申し上げます。

今後ともご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

謹白

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

【新生奈良研究会について】(平成 29 年 10 月 17 日)

新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、幅広く研究、研鑽し、会員相互の情報と意見交換していく組織である「新生奈良研究会」を平成 4 年、奈良日日新聞創刊 95 周年記念事業として発足。

平成 17 年度に諸般の事情で一時休会したものの、19 年 10 月に再開。講師に県内外の各界専門家、有識者らを招いて研修、意見交流会を行い、会員の研究、研鑽を活発に活動している。

現在は県各界のトップリーダーら約 140 人で構成。年 4 回、多い時は 5 回の講演会を開催、そのうち 3 回は講演終了後に講師と会員、さらに会員同士で意見や情報を交換する意見交流会を行っている。

また、年 2 回の視察研修会を実施。現地に足を運び実際に見聞し、現地の方と相互交流するなど研鑽に努めている。

- | | | |
|----------------|-----------|------------------------|
| 19 年 10 月 26 日 | 再開記念総会講演会 | 古賀誠・自民党選挙対策委員長 |
| 20 年 2 月 6 日 | 新春例会講演会 | 宇陀英次・セールスフォース・ドットコム社長 |
| 5 月 13 日 | 5 月例会講演会 | 千田稔・奈良県立図書館長 |
| 8 月 5 日 | 8 月例会講演会 | 荒井正吾・奈良県知事 |
| 10 月 2 日 | 新年度総会講演会 | 樋口武男・大和ハウス会長 |
| 21 年 2 月 7 日 | 新春例会講演会 | 小池百合子・衆院議員 |
| 5 月 22 日 | 5 月例会講演会 | 絹谷幸二・洋画家 |
| 8 月 6 日 | 8 月例会講演会 | 荒井正吾・奈良県知事 |
| 10 月 30 日 | 新年度総会講演会 | 谷村新司・音楽家 |
| 22 年 2 月 3 日 | 新春例会講演会 | 森本達幸・奈良県立郡山高校野球部名誉監督 |
| 5 月 27 日 | 5 月例会講演会 | 山本健治・コメンテーター |
| 9 月 9 日 | 9 月例会講演会 | 奥田喜則・奈良県副知事 |
| 12 月 1 日 | 新年度総会講演会 | 中井正嗣・千房社長 |
| 23 年 2 月 3 日 | 新春例会講演会 | 魚谷雅彦・日本コカ・コーラ会長 |
| 5 月 13 日 | 5 月例会講演会 | 北岡伸一・東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 8 月 4 日 | 夏季例会講演会 | 武末文男・奈良県医療政策部長 |
| 11 月 2 日 | 新年度総会講演会 | 野村忠宏・柔道家 |
| 24 年 2 月 23 日 | 新春例会講演会 | 樋口泰行・日本マイクロソフト社長 |
| 6 月 6 日 | 6 月例会講演会 | 立原啓裕・大阪芸術大学客員教授 |
| 8 月 22 日 | 8 月例会講演会 | 前田努・奈良県総務部長 |
| 11 月 8 日 | 新年度総会講演会 | 駒田徳広・元プロ野球選手 |
| 11 月 28 日 | 秋季研修会 | 月山日本刀鍛錬道場 |

- 25年2月6日 新春例会講演会 山口昌弘・近畿日本鉄道会長
「奈良と近鉄～地域とともに、歴史文化とともに～」
- 4月16日 春季研修会 大和ハウス工業総合研究所
- 6月19日 6月例会講演会 越智直正・タビオ会長
「夢・理想・志」
- 9月10日 9月例会講演会 荒井正吾奈良県知事
「エビデンスで奈良を元気にしよう」
- 11月13日 新年度総会講演会 金本知憲・プロ野球解説者
「人生賭けて～苦しみの後には必ず成長があった～」
- 12月20日 特別研修講演会 吉川元偉・国際連合日本政府代表部特命全権大使
「国連と日本」
- 26年1月21日 新春研修会 観光特急「しまかぜ」乗車・伊勢神宮参拝
- 2月21日 新春例会講演会 山中光茂・松坂市長
「市民が『役割と責任』をもつまちづくり」
- 5月13日 5月例会講演会 袁豊・あべのハルカス美術館名誉会長
「美術館が街づくり～文化が人をつくり、街を変える～」
- 7月23日 夏季視察研修会 陸上自衛隊大久保駐屯地視察研修
- 9月2日 9月例会講演会 福井義尚・奈良県観光局長
「多くの観光客で賑わう2020年の奈良をめざして」
- 11月12日 新年度総会講演会 野中広務・元自民党幹事長
「昭和世代からの遺言」
- 27年2月6日 新春例会講演会 国定浩一・経済評論家
「これからの日本経済」
- 5月19日 春季研修会 歴史と浪漫が伴む街「五條市」視察研修会
「藤岡家住宅」「市立五條文化博物館」「五條新町」
- 6月8日 6月例会講演会 山本梁介・スーパーホテル会長
「スーパーホテルの『仕組み経営』」
- 8月18日 8月教育研修会 木村泰子・前大阪市立大空小学校校長
堀智晴・インクルーシブ共生研究所長
「教育のあり方を語る～インクルーシブな社会を担う子どもたちに～」
- 9月2日 9月例会講演会 渡邊顕一郎・奈良県医療政策部長
「奈良県の医療提供体制について～地域医療構想の策定に向けて～」
- 11月13日 新年度総会講演会 村田諒太・プロボクサー
「改善主義～プロボクサーとして目指すもの～」

- 28年2月2日 新春例会講演会 辻本憲三・カプコン会長
「世界最高の製品づくりへの創意工夫と数値経営」
- 6月6日 6月例会講演会 小嶋淳司・がんとフードサービス会長
『がんこ』の起業と経営から」
- 7月25日 7月教育研修会 堀真一郎・きのくに子どもの学園理事長
「教育改革は体験学習から～きのくに子どもの村学園の挑戦～」
- 9月13日 9月例会講演会 土井敏多・奈良県健康福祉部長
「くらしやすい奈良をつくる～健康長寿・福祉の取り組み」
- 10月14日 新年度総会講演会 森章・森トラスト会長
「森トラストグループの経営戦略と地方におけるまちづくりのあり方」
- 11月18日～19日 陸前高田市視察研修会
「東日本大震災から5年、震災の記憶を次世代につなぐ」
- 11月21日 11月例会講演会 藤沢久美・シンクタンク・ソフィアバンク代表
『官民協働』が、イノベーションの鍵を握る」
- 29年3月28日 新春例会講演会 塩崎祥平・映画監督
「映画製作の意味と可能性」
- 6月13日 「ソーラーシェアリング先駆事業者」視察研修会
「再生可能エネルギーで農業を再生」
- 6月26日 6月例会講演会 高市早苗・総務大臣
「くらしの中の総務省」
- 9月25日 新年度総会講演会 三浦大輔・横浜DeNAスペシャルアドバイザー
「逆境での闘い方～折れない心をつくるために」
- 10月6日 10月例会講演会 荒井正吾・奈良県知事
「なら新都づくりの夢を語る」

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和2年4月30日他			
年会費名	奈良政策研究会・会費 (年会費)			
相手方	奈良政策研究会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催 (2月、5月、8月、11月) に講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など40名程度の参加 県政に関する情報収集等に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	月 5,220 円	引落手数料 220 円含む	14.27.40. 51.65.79
				96.111 125.137 156.166
		月 5,520 円×66.6% = 3,476 円充当		
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同する個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席を認める。ただし、総会での議決権は認めない。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。
(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------------|
| (1) 会 長……………1名 | (4) 政策委員長……………5名 |
| (2) 副会長……………3名 | (5) 会 計……………1名 |
| (3) 幹事長……………1名 | (6) 会計監査……………2名 |

2 1の役員以外に顧問、参与、相談役を置くことができる。

3 役員は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

第7条 本会の総会は会員及び役員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

2 総会は会員の新規加入、役員を選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要事項について決定する。

3 総会は会員の過半数の出席(委任可)で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととし、具体的作業は事務局が行うこととする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費(1口=月額5千円)及び賛助会費(月額1万円)、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和2年4月10日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団 (年会費)			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催</p> <p>◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	講演会、研修会、会報誌	5
		合計 30,000円		
備考	添付資料：会規約、会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超え、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議会議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議会議員 | 3万円 | 2. 奈良市議会議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議会議員 | 2万円 | 4. 町村議会議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

本口座削除、
 令和4年7月25日
 中野雅史

11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和2年8月28日			
年会費名	世界平和連合奈良県連合会 年会費			
相手方	世界平和連合奈良県連合会			
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 世界情勢の動き、1ヶ月に2冊の情報誌</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回程度の講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 地方議員、及び民間人団体などの参加</p> <p>情報収集し、政務活動に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	36,000 円	講演会、情報誌	62
		合計 36,000 円		
備考	添付資料：会規約、情報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

本ページ削除
令和4年7月25日
中野 雅史

世界平和連合奈良県連合会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は世界平和連合奈良県連合会と称する

第2条(事務所)

本会は事務所を奈良県に置く

第2章 目的及び活動

第3条(目的)

本会は、人間の尊厳、家庭倫理、健全な国家、人類一家族世界を希求し、戦争や貧困、疾病、犯罪、環境破壊、倫理道德の崩壊など世界が抱える諸問題を解決し、よって世界平和を実現することを目的とする。この目的達成のために、世界平和を目指すあらゆる人々、団体等と連携し、世界平和の理念を基本として運動を展開する

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う

- (1)新しい価値観による世界平和の実現の為にあらゆる活動を推進し、又、かかる目的の為に活動する諸団体の支援・協力をを行う
- (2)世界各国との交流・親善・連帯の為に諸活動を行う
- (3)機関紙の発行及び出版事業
- (4)その他、前条の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

第5条(会員の資格)

会員は、本会の趣旨・目的に賛同し、規約及び諸規定を守る個人及び法人・団体とする

第6条(会員の種類)

会員の種類は次の通りとし、所定の手続きをもって会員とする

- (1)普通会員
- (2)賛同会員
- (3)特別会員

第7条(会費)

- (1)各会員は、月会費を納めるものとする
- (2)特別の費用を必要とするときは、執行部会で承認を経て、臨時会費を徴収することができる

本ページ削除
令和4年7月25日
野雅史

第8条(退会)

退会しようとする者は、その事由を付して退会届を議長に提出する

第4章 役員

第9条(役員)

本連合会に次の役員を置くことができる

- | | |
|----------|-----|
| (1)議長 | 1名 |
| (2)副議長 | 若干名 |
| (3)理事 | 若干名 |
| (4)本部長 | 1名 |
| (5)事務局長 | 1名 |
| (6)事務局次長 | 若干名 |
| (7)会計 | 1名 |
| (8)会計監査 | 2名 |

第10条(役員の職務)

役員の仕事は次の通りとする

- (1)議長は、本会を代表し会務を統括する
- (2)副議長は、議長を補佐し議長に事故ある時、これを代行する
- (3)理事は、諸事項の審議と決議を行う
- (4)本部長は、理事会決議に基づいて会務を執行する
- (5)事務局長は、事務を掌握し統括する
- (6)事務局次長は、事務局長を補佐する
- (7)会計は、経理の任にあたる
- (8)会計監査は、会計事務の監査を行う

第11条(役員の任期)

各役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない

第12条(役員を選任)

- (1)最初の役員は、発起人会あるいは連合会結成準備委員会の議決又は本部の任命によって選任される
- (2)理事は、会員の中より選出し、総会で承認を得る
- (3)本会は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる

第5章 組織

第13条(連合会の運営と活動)

本連合会は、世界平和連合本部総会及び本部機関の決定に従い、世界平和連合の目的に沿う活動を自主的に行うと共に、支部を統轄し、組織の拡充・強化を図る

本規約"削除
令和4年7月25日
干野雅史

第14条(支部の設置)

本連合会の承認を経て、市郡口町村その他一定の地域を単位として、支部を置くことができる

第15条(支部の運営と活動)

支部は、本連合会総会及び機関の決定に従い、本連合会の目的に沿う活動を自主的に行うと共に、組織の拡充・強化を図る

第6章 機関

第16条(総会)

- (1) 総会は、本会の最高決定機関である
- (2) 総会は、通常、年1回議長が召集する。但し、議長は必要と認めた時、臨時総会を召集することができる
- (3) 総会は、連合会の役員ならびに連合会の所属する支部役員によって構成する
- (4) 総会は、その構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)を得て成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する

第17条(内容)

総会は、次のことを議決・承認する

- (1) 活動計画と予算案
- (2) 活動報告と決算報告
- (3) 監査報告
- (4) 規約の改廃及び組織の変更
- (5) 役員を選出
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

第18条(種類)

本会は、円滑な運営をするために、理事会・役員会・各部会を置くことができる

第19条(構成)

- (1) 理事会は、理事及び監査をもって構成する
- (2) 役員会は、本部役員をもって構成する

第20条(開催)

役員会は、必要に応じて議長が召集する

第7章 資産及び会計

第21条(会計年度)

本会の会計年度は、1月1日に始まり、その年の12月31日をもって終わる

第22条(運営資金)

本会の運営資金は次に挙げるものをもって構成する

- (1) 会費

本規約削除
令和4年7月25日
野 雅 史

(2) 特別会費

(3) 寄付金

(4) その他の収入

第23条(財産管理)

本会の財産は、議長が管理する

第8章 その他

第24条(除名)

会員が本会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行動があった時、理事会の決議を経て議長が除名することができる

附則

本規約は2010年8月29日よりこれを施行する

月刊ビューポイント [ダイジェスト版世界日報+]

Viewpoint

November 2020

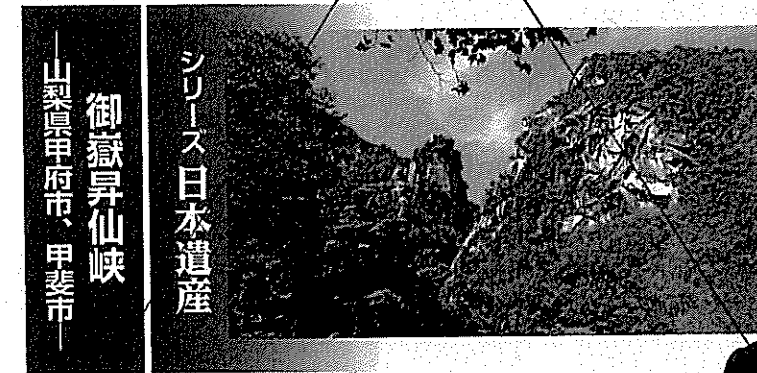
米大統領選の焦点

米国の分断と大統領選 ジェイソン・モーガン
 中国・内モンゴル自治区のモンゴル語教育廃止問題
 ビル・盖茨の眼 中国人亡命者、生物兵器情報を提供
 「黒人の命は大切」運動に中国マネー
 中国攻勢で迫る台湾危機 ジョージ・ウィル



菅新内閣の課題

継承と前進
 東京のイスラム教モスク 信仰と感染防止の両立に腐心
 戦後75年、後世に語り継ぐ抑留体験 山田秀三
 [政界の風を読む] 高橋利行「追い込まれ解散」のトラウマ
 北の韓国公務員射殺「平和」説く文氏 蛮行にも低姿勢
 古仏の表情に見る究極の美 如玄/バク/エバ・ハティドン



御嶽昇仙峡
山梨県甲府市、甲斐市

シリーズ日本遺産

菅田峰(左)と天狗岩

国益ネット放送局「パトリオットTV」
 菅義偉内閣の陣容を
 どう見ているか
 田村重信



本ページ削除
 令和4年7月25日
 中野雅史

本誌の削除
令和4年7月25日
中野雅史

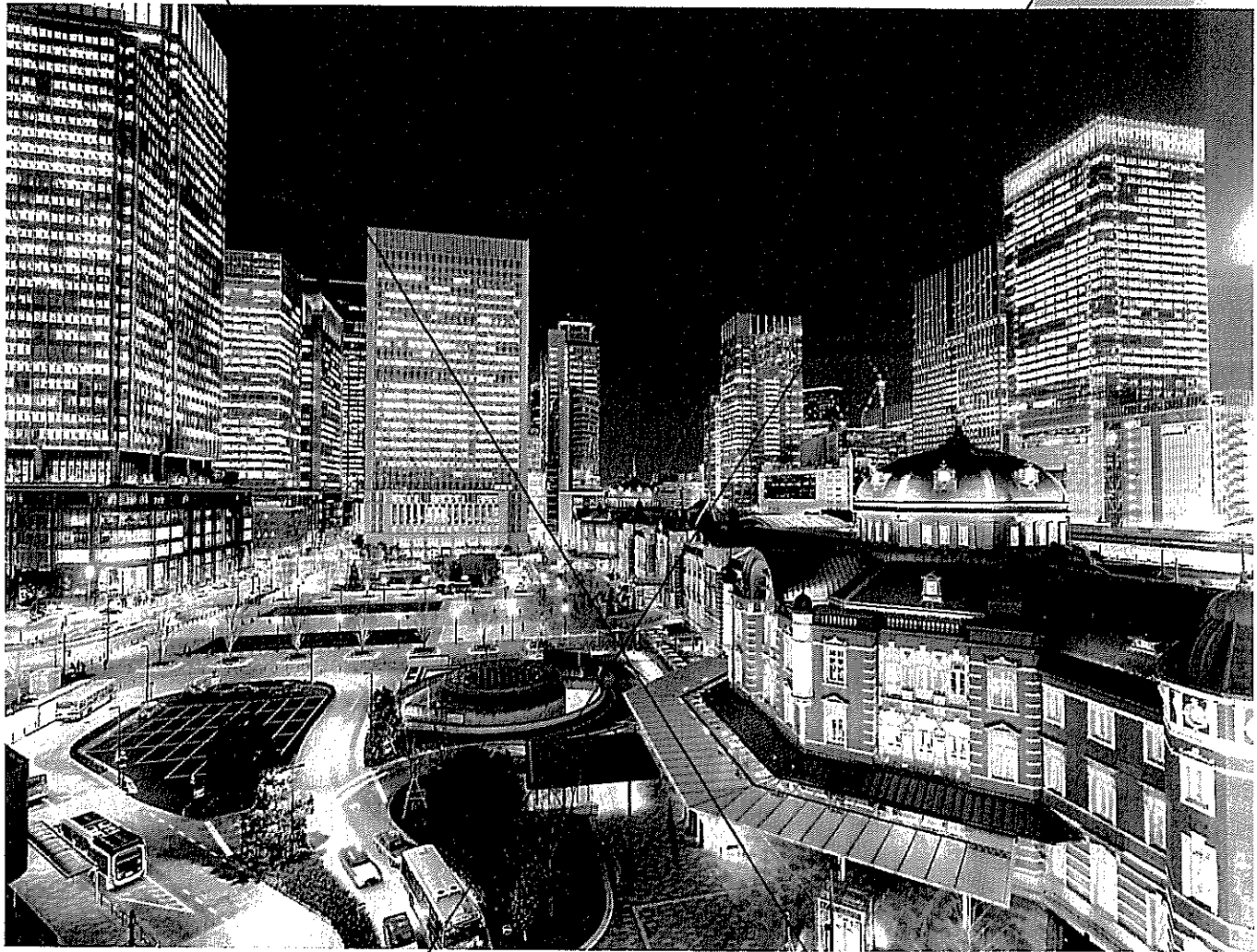
SEKAISHISO

世界思想

平和大使運動を推進するオピニオン情報誌

11
2020
Vol.2

発行所：世界思想社
2020年11月10日
(毎月10日発行)



特集

新政権への提言 ～安倍政権のレガシーの継承と発展を～

カバーストーリー

COVID-19 がもたらした地球規模の危機にどう立ち向かうか
ILC アジアパシフィック 2020

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 中野 雅史

年 月 日	令和3年1月12日他				
表題と発行部数	中野雅史県政報告 19,000部				
対象者	大和郡山市内等				
配布方法	郵送等				
発行目的	県政報告を行い、意見・要望等を求める				
按分率の説明	按分率 95% その理由 (政務活動以外の内容を含むため)				
内容	議会報告 来年度予算				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ラベル代	正田文華堂	35,772	マルチラベル	130
	封筒代	デザインエム	115,162	18,497通×5,66円× 1.1	139
	製作、編集 印刷	大和政経通 信社	372,020		140
	郵送代	日本郵便	1,054,329	18,497通	145
	封入・封緘 等	(株)コシ ノ	118,010		146
		合計 1,695,293 円 (95%充当)			
備考					

注 発行した広報紙を添付してください。

子供は国の宝 お年寄りとは国の財産

まちづくり、国づくり、それは人づくりです。

奈良県議会議員 中野まさふみ



新型コロナ 今後の県の取り組み体制を確認

知事「3つの基本方針に基づき分析」

県議会議員の中野雅史は、県議会11月定例会で所属する会派「自民党」の代表質問に登壇し、感染拡大を続ける新型コロナウイルスに対する県民の皆さまの不安を払拭するための感染防止策、大きな打撃を受けている県内観光業、飲食業などへの支援策について県の考えをたずねました。また奈良県立大学への新学部設置をはじめとする県立大学の今後のビジョンや、防災について質問しました。わたしの県議会での活動を報告いたします。

昨年秋から再び感染が拡大している新型コロナウイルスについて県は、第3波に関する分析を行いました。わたしはこれらをふまえ、今後、どのような体制で感染防止策に取り組んでいくか、自民党を代表して質問しました。

が あった 時期の ▼第1波(昨年1月～5月末) ▼第2波(同

年7月～10月下旬) ▼第3波(それ以降から現在) の分析結果では「大阪府内でうつり、家庭内でうつす」といったものが奈良県内の特徴的なパターンと結論付け、「大阪府内への飲食、買い物などの自粛」を県民の皆さまにお願いしているとの説明がありました。

(2面に続く)

奈良県ではこれまで3つの基本方針Ⅱを掲げて新型コロナウイルスへの対処を行ってきました。荒井正吾知事は「今後もこの3つの基本方針は堅持していきたいと考えている」と答弁され、この方針に基づいて感染症対策に取り組んでいくためには感染経路をしっかりと分析することが必要との考えを示されました。

また、これまでの感染拡大



県の基本方針

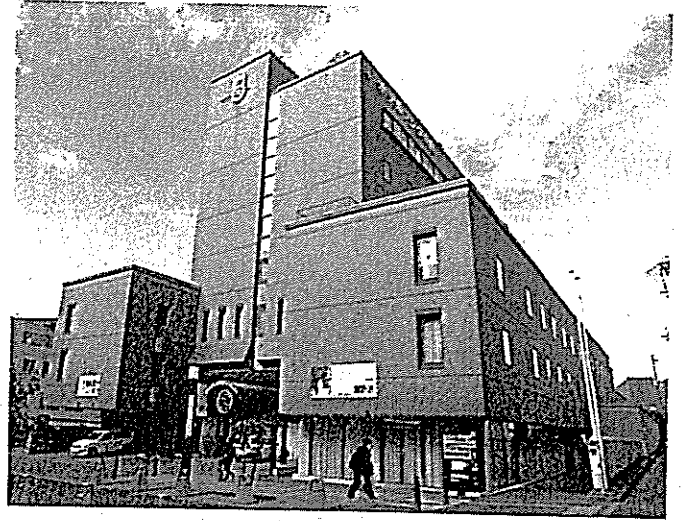
- 1 感染経路の類型を明確化し、類型に応じた明確な注意をする
- 2 感染者を早期発見・即時隔離し、感染された全ての方に入院治療、宿泊療養を提供する
- 3 重症化予防により、死亡や後遺症の発生を抑える

中野まさふみ事務所

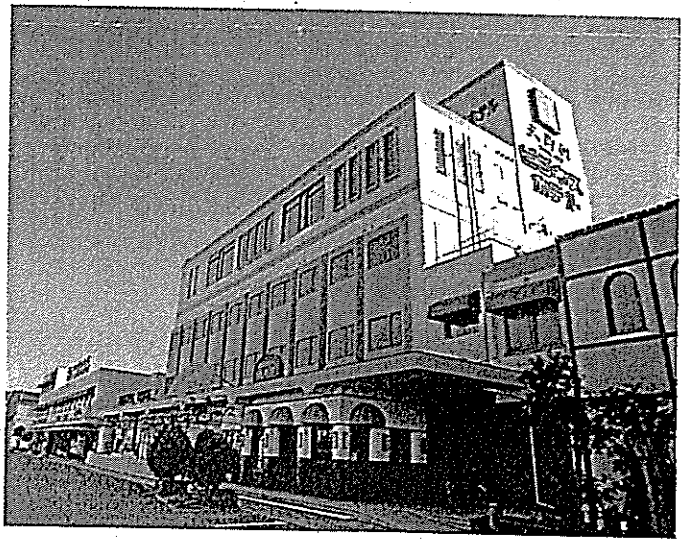
〒639-1027 大和郡山市池之内町 461-3
TEL 0743-54-3300 FAX 0743-54-3305
info@naano-nara.com

この県議会活動報告の紙面は、これまでに中野雅史に対して県政のご意見・ご要望をいただいたり、名刺交換をさせていただくなど、ご縁を頂戴した方々にお送りさせていただいています。住所のご変更などがございましたら、まことにお手数ですが、当事務所までご連絡いただけますと幸いです。

県が新たに追加した宿泊療養施設



(旧)ホテルフジタ奈良 (奈良市下三条町47-1)



ビジネスホテル大御門 (大和郡山市美濃庄町23)

宿泊療養施設を追加

知事「感染防止と重症化防止に全力」

(1面から続く)

これら家庭内感染(2次感染)を防ぐため、奈良県独自の取り組みとして、PCR検査の結果を待つまでの間、その家族が宿泊できるホテルの確保に取り組み、昨年12月30日からは新たに、11月上旬で営業を終えた奈良市下三条町の旧「ホテルフジタ」(88室)と、大和郡山市美濃庄町の「ビジ

ネスホテル大御門」(54室)各写真参照Ⅱの2カ所を追加されました。

わたしは、この新型コロナウイルスへの対策に万全を期すことを強く要望し、荒井知事は「入院病床、重傷者対応病床、宿泊療養の3つの施設の埋まり具合を常にチェックしていき、感染抑止と重症化防止に全力で取り組み」と話されました。

地域の自立 暮らしやすい奈良県づくり

さらなる施策の推進要望

県の今後の観光産業への支援策や考えについて質問しました。

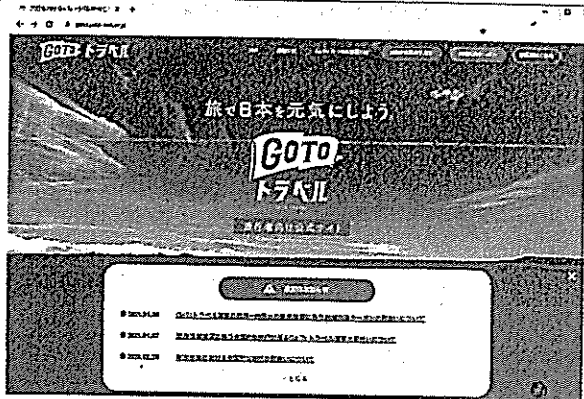
新型コロナウイルスの感染が拡大したことを受け、県内の観光業は大きな打撃を受けています。昨年7月から国の「G.O. トトラベル」が、同8月からは、県の「いまなら。キャンペーン」が開始し、昨秋には少しずつ人も回復し、修学旅行生や社会見学の生徒・児童の姿を見かけるようになりました。

しかしながら再度の感染拡大を受け「G.O. トトラベル」の一時停止など、先行きが不安視されています。この情勢と、

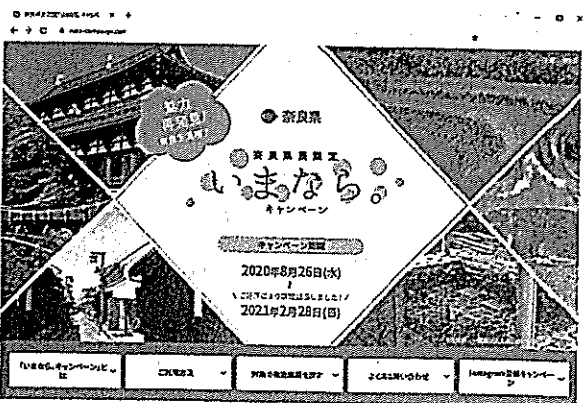
今後の取り組みとしては宿泊施設における感染症対策に必要な備品の整備や導入に対する支援に力を入れ、また疫病平癒や三密回避などの新たな視点を盛り込んだ旅行商品づくりに取り組みながら「安全・安心な観光地奈良」の評判を確立したいと述べられました。

わたしは、これまでの奈良の姿は、都市部の大阪のベッドタウンとしての発展や依存する経済・社会構造になっていきました。このコロナ禍の中、大都市

圏の感染者増など、大都市の脆弱さも出ていっていると指摘し、この機に地域の自立・暮らしやすい



奈良県が益々重要になるとして、さらなる施策の推進を要望しました。



県来年度予算 新しい未来をつくる投資



また、これから本格化する来(令和3)年度予算編成について、荒井知事は「まさに地域の自立を図り、暮らしやすい奈良をつくるのが県政の目指すべき姿」とし、「コロナ禍によるピンチをチャンスに変えていきたい」と意気込みを語られました。

具体的な予算編成は、これま

で取り組んできた国体誘致のためのスポーツ施設整備や各地のまちづくりプロジェクト、地域のデジタル化プロジェクト、福祉分野における県と市の連携「奈良モデル」などを反映し、「ポストコロナ時代における奈良の新しい未来をつくる投資」に積極的に取り組んでいくと説明されました。

一方、これら投資案件に対す

る財源については、次世代に過度な負担を残さず、いかに将来の県民にも役立つ施策を実行するかがポイントとし、国の追加経済対策や補正予算の時期を逸せず、最大限活用していくとの考えを示されました。

間もなく開会する県議会の予算審議では、これら荒井知事の意向をふまえ、県民の皆さまの社会活動や生活に寄与する施策となるよう、審議・提案に取り組んでいきます。

奈良県立大学 新たに 工学系学部設置へ

令和6年4月めど 大和平野に開学検討

人化以後、県から独立して運営されている奈良県立大学の来年度からの中期目標が提案されました。この中には同大学に新たに工学部を設置することが盛り込まれています。

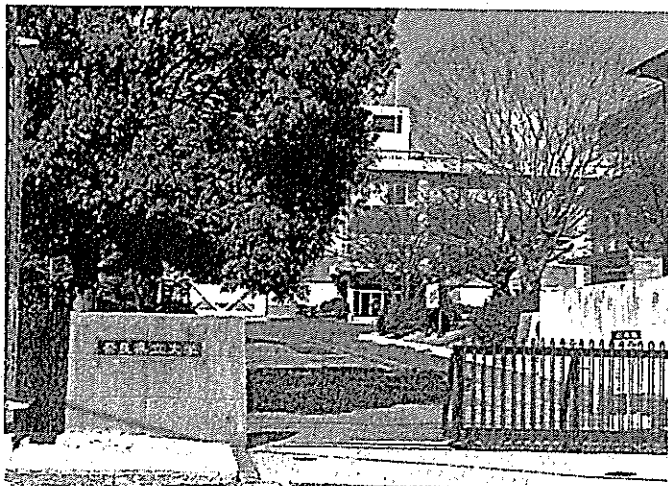
奈良県内にはこれまで工学系の大学がなく、卒業生らが県外へ流出する構造があり、これらの課題を解決し、地域に精通した人材を定着させ、経済、社会を支える期待があります。この新学部設置構想について県の考えをたえました。

荒井知事は来年度から6年間の中期目標は、地域の経済・社会・行政などの分野で活躍する地域リーダーをつくること、県立大学から排出される人材が将来の地域社会を担い、生涯にわたって活躍されることを期待しているところとし、令和6(2024)年4月をめどに工学系の新学部の設置をすることを明らかにされました。

新学部の開学場所は現在、県で検討を始めているところ、大和平野中央部(磯城郡)の農地が広がる地域で、県が土地を取得し、拠点施設の整備を進める「大和平野プ

ロジェクト」として取り組んでいきます。昨年10月には磯城郡3町とそれぞれ覚書を交わし、候補地の協議を開始しています。整備には約10年を要することを想定しており、しばらくの間は仮校舎での開学になる見込みです。

わたしが要望した高校生らの県内進学について荒井知事は「王寺工業や青翔高など県内には優秀な理工系の高校がある。その生徒らが県外に進学してしまいう現状を、奈良県立大学でせき止めるという役目と、優秀な人材が県外から来るという期待をしたい」と述べられました。



大規模広域防災拠点

国が必要性と重要性を認識

知事「早期整備に全力」

奈良県内には「奈良盆地東縁断層帯」「生駒断層帯」などが確認されており、将来の発生が予想されている南海トラフ巨大地震の際には、特に山間地の多き南部地域の道路寸断が危惧されています。またそれらが発生した場合、津波の心配が少ない奈良県は、三重県や和歌山県の紀伊半島沿岸部への支援にも考慮が必要です。

県広域防災拠点
消防学校の配置イメージ



荒井知事は、「風水害などの大規模災害の発生時に備え、救済員の集結、救難物資の集積・配送機能など、優れた防災機能を有する広域防災機能の整備がぜひとも必要。現在それは紀伊半島にはなく、五條市内に2000級級の滑走路を有する大規模広域防災拠点を整備したい」と考えを述べられました。

総事業費は600億円と試算

いじめ根絶へ「時に警察力の動員を」

県、毎年12月に防止月間

昨年の文部科学省の調査では奈良県におけるいじめの認知件数は8119件で、10000人当たりの認知件数は全国平均より上回っています。この現状をどのように認識しているか、また今後どのように対応していくか県の考えをたどりました。

吉田育弘教育長は、奈良県はいじめの積極的な認知に努めており、アンケート調査による認知が全国平均を約20%上回っているため、結果として10000人当たりのいじめ認知件数は全国平均の46.6件を超える54.9件になった。

の夏までに整備基本計画を策定したいと意気込みを語られました。

し、その約70%が交付税（国から県に交付）で負担される「緊急防災・減災事業債」の適用が「大変効率的」と述べられました。加えて総務大臣からは「整備の必要性・重要性を深く認識した」との言葉をいただき、内閣府特命担当大臣からは「国の南海トラフ計画へしっかりと反映したい」と、両大臣から前向きな答えをもらったと説明され、今後、今年

県はこれまで、大規模広域防災拠点と併せて陸上自衛隊駐屯地の整備、誘致を進めていますが、荒井知事は「大規模広域防災拠点の必要性について国の理解が得られたことから、わたしとしては、陸上自衛隊駐屯地の誘致活動は今後、差し控えて、大規模広域防災拠点の早期整備に全力を尽くしてまいりたい」と話されました。

開催や生徒会の啓発活動を通じて解消に取り組んでいくと答弁されました。

わたしは年々増加、悪質化するいじめについては、時に警察力の動員も必要と提案し、吉田教育長は「犯罪であるということをしつかり、毅然と本人に伝え、警察と連携する必要がある」と思っている」と答弁されました。

県文化財防火対策推進条例を公布

かけがえのない文化財「火災から守る」

令和元年10月31日深夜、世界遺産に登録されている沖繩県の首里城の正殿など、複数の建物が火災で焼失しました。沖繩県

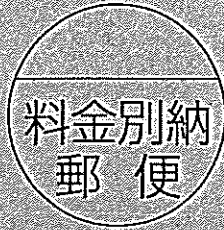
民のみならず、国民の財産が消失してしまいました。これを受け、3つの世界遺産や国指定、県指定の貴重な建造文化財を有す

る奈良県は、令和2年7月に「奈良県文化財防火対策推進条例」を公布しました。



首里城の火災、焼失を受けた令和元年度の県議会12月定例会でわたしは、会派「自民党」の代表質問に登壇し、かけがえのない文化財の防火対策を今後どのように進めていくか、県の姿勢をたどりました。

これを受けて荒井知事は「文化財の防火対策、火災対策については、所有者や行政、地域住民などのそれぞれの役割を明確にし、連携して文化財を守るため、チームとなって取り組む体制整備が必要と考えている。そのような目的のため、今後、文化財の防火対策に関する条例を制定し、継続した文化財防火対策を推進していけたらと考えている」と答弁して条例の制定を進められ、本年度に公布されました。



郵便区内特別

奈良県議会議員

中野

まさふみ

〒639-1027
大和郡山市池之内町461-3

TEL 0743-54-3300

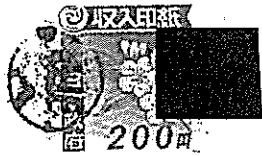
FAX 0743-54-3305

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 中野雅史					
年 月 日	令和2年4月20日他				
表題	県政報告ホームページ				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% その理由 (地域活動の記事・政党へのリンク等)				
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	ドメイン・サーバー利用料	(株)ピュアネット	月 8,580 円	7,800 円×1.1	6,49.88 132
※ 50 % 充当 合計 102,960 円×50%=51,480 円					
備考	ホームページアドレス : http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ保守業務委託契約書



ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所（以下「甲」という）と有限会社ピュアネット（以下「乙」という）は、業務委託契約（以下「本契約」という）を次のとおり締結する。

第 1 条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務（以下「本業務」という）を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。

- (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
- (2) ホームページデータの保全（バックアップ・リストア）のための作業。
- (3) ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
- (4) 甲の依頼に応じて、月当たり A 4 に換算して 1 頁以内のホームページ更新作業。

2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第 2 条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金 7,800 円（税別）を支払う。

2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第 3 条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日までとする。

2. 契約期間満了日の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに 12 ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第 4 条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第 5 条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。

3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 6 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。

3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。

4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。

5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。

6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。

7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。

2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。

3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。

4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。

5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第 15 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

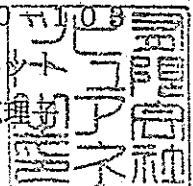
平成 26 年 3 月 20 日

甲 和歌山県和歌山市 461-3
野 雅 史

乙 奈良市 疋田町 2-4-10

有限会社ピュアネット

取締役 藤本 恵



令和2年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b) / (a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方:)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借 (事務所・駐車場) の場合は、別途契約書を添付してください。